

議案第36号

私立学校法人に対する助成に関する条例を廃止する条例

【議案提出担当課：教育委員会事務局総務課】

法隆寺幼稚園が認定こども園に移行することにより、町内において助成対象とする私立学校法人がなくなることに伴い、本条例を廃止するものであります。

1. 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

この条例の施行の日前に交付決定がなされた助成金については、なお、従前の例によることとします。